

Title	初期労働運動における共済組合とストライキ団体：労働組合期成会の意義と役割
Sub Title	The friendly society and strike association in the earliest stages of Japanese labour movement : the significance and rôle of Rodo-kumiai-kiseikai
Author	飯田, 鼎
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1977
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.70, No.4 (1977. 8) ,p.407(1)- 427(21)
JaLC DOI	10.14991/001.19770801-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19770801-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

初期労働運動における

共済組合とストライキ団体

—労働組合期成会の意義と役割—

飯 田 鼎

- (1) 共済組合とストライキ団体
- (2) 労働組合期成会と共済組合—高野房太郎の労働組合観
- (3) ストライキ団体としての日鉄矯正会
- (4) ストライキ団体の衰亡

(1)

労働運動というものは、一般に自然発生的なものとして考えられてきた。資本主義がある一定の程度にまで発展し、産業資本家の下で、これに雇われて働く労働者が、階級として成熟すれば、労働運動は必然的に現われざるをえない、という考え方が一般的であった。もちろん基本的にはこのことは肯定できるけれども、各国の労働運動を仔細に検討し、ひるがえってわが国の運動を歴史的に顧るとき、必ずしもそのように簡単に断定できないように思われる。

このような自然発生性に加えて、外からのある種の刺戟や強力な指導が運動の発展に不可欠であるばかりか、ひとたびそれらが何らかの条件の変化により、失われた場合には、運動そのものも忽ちのうちに瓦解消滅してしまうという例を、われわれはしばしば経験しており、とりわけその傾向は、日本の運動においてとくに顕著な例としてあらわれているといわなければならない。

われわれは、この傾向を明治30年代の労働組合期成会の運動や、大正期の友愛会、その後の発展した日本労働総同盟を中心として労働運動が本格化した段階においてもみることができるし、それどころか第2次大戦後の発達した労働運動のなかにさえみることができる。そうした運動を特徴づけるひ弱さの原因のひとつとして、わが国では、労働運動の主体となるべき労働組合が、真に本来の労働組合に成りきっていないところにあると思われる。わが国の労働組合は、明治以来今日まで未だ「ストライキ団体」、あるいは「争議団体」と呼ばれる態のものにとどまっているところに、その根元的な弱さが胚胎し、明治以来、労働運動開始の時点から体質として今日までうけつがれてきた

のではなからうか。そこで、ここでは、日本の労働運動が、どのような形で発生し、発展したかを追究しながら、その過程で、結局のところ、ストライキ団体としてしか機能しえず、その狭隘な枠を打ち破って、本来の労働組合に脱皮しえなかった理由を、歴史的に明らかにしようとするものである。しかしその前に、一体、本来の労働組合とは一体どのようなものであろうか。

春闘の歴史をみれば明らかなように、戦後日本の労働組合は、賃金要求をその最大の努力目標としてその歴史を形づくってきた。そしてそのことは戦術として決して誤まっていなかった。世界に名だたる低賃金を克服し、労働者階級の生活水準をひき上げることは、戦後の労働組合運動にとって、最大の、且つまたもっとも緊急な課題であったからである。賃金交渉が、労働組合運動の主要な課題であることは否定しえないし、その限りで、春闘は、1957年頃から、日本労働組合総評議会を中心としてまことにユニークなまたそれゆえ有効な戦術として、その役割を果たしてきた。しかしそれにもかかわらず、労働組合、ないし労働運動の課題は、賃金交渉だけではないし、またこれだけではきわめて不十分であり、近来、春闘を中核とする産業別統一闘争の戦術も、重大な反省を迫られているという事実も忘れられてはならない。

一般に、ヨーロッパに発達した労働組合は、いくつかの重要な機能をそなえていた。

初期のヨーロッパの労働者組織は、大別して、つぎの3つの団体にわけることが適当と思われる自然発生的な団体として発達した。まず第一に、⁽¹⁾ 共済団体、つぎにストライキ団体、そして最後に労働者教養協会である。これらは最初は、それぞれ独立にまた自然発生的に各地に出現した場合もあれば、性格的には相互にきわめて未分化の状態の下で発展した場合もあり、その発展の径路は国により、時代によって実に多様であった。しかし18世紀末から19世紀初頭にかけて、これらの組織がさまざまな変容を遂げ、あるいは地方的なものから全国的なものへと統合される過程で、次第に近代的な労働者階級の組織としての労働組合へ発展したという事実は、国によってその条件が異なる

注(1) 筆者は、初期労働者組織のこの3つの類型についての発想を、島崎晴哉教授の力作「ドイツ労働運動史—根源と連続性の研究」、青木書店、1963年に、基本的に負っている。島崎氏は、1848年の、いわゆるドイツ3月革命以前の時期における「労働組合運動の先行組織」についてつぎのように示唆的にのべておられる。

「さて、Vormärz に典型的な労働者組織として、次の三つがあげられるであろう。救済金庫制度、労働者教育協会、ストライキ団体の三つである。これらの組織はいずれもまだ労働組合とはいえない。しかしこれらの組織をその機能の中味に入って検討してみると、労働組合の機能を、それぞれに当時において分ちもっていたことが知られるのである。

救済金庫制度は共済的機能を、労働者教育協会は労働者の教育的・文化的機能を、そしてストライキ団体は経済的機能を、それぞれに果し、本来の労働組合において統合的に発揮されるところを、分散的に担っていたということができるのである。しかも三つの組織は、相互に無関係、無秩序に散在していたのではなかった。運動の中で統一の方向への交互の働きかけもしばしば見られたのである。このような意味において、三つの組織を労働組合の『先行組織』(previous organization)として位置づけることも可能であろう」(前掲書162頁参照)。

但し、筆者は、救済金庫制度については、共済組合(friendly society)というように考えている。これはひとつにはドイツとイギリスとの制度上の差異からくるものであるが、いまひとつは、島崎氏もふれておられるように、ドイツの場合、救済金庫制は、主として炭坑業を中心とするものであり、共済組合とした方が、より普遍的であると考えたからにはかならない。

初期労働運動における共済組合とストライキ団体

(2)

るとはいえ、ほぼ共通した現象であった。⁽²⁾ではわが国の場合は、こうしたヨーロッパにおける労働運動の発展に比べて、どのような点に特殊性がみられたのであろうか。

わが国の労働運動は、明治10年代から20年代にかけての製糸労働者の運動にみられるような突発的・自然発生的な初期の運動を除けば、本格的な労働運動の展開は、明治30年代にはじまる労働組合期成会の運動をもって、最初のものともみなすことができる。

日本の労働運動にとってきわめて特徴的なことは、運動の組織的中核ともいうべき労働組合が、実に自然発生的に出現したというよりはむしろ、主としてアメリカから、制度として輸入され、移植されたものであるという方が妥当であることである。このことは、わが国に工場労働者による自然発生的な労働組合が皆無であったことを意味するものではない。すでに明治22年6月に、石川島造船所の職工、小沢辨蔵外5名、陸軍造兵廠の柳沢清次郎氏外4名、海軍造兵廠の千代松只蔵外12名、田中機械製作所の天野友一郎外25名、鉄道局の本多庫源太外3名、および職工学校の久保忠正、山岡定吉の両名等によって組織された同盟進工組は、まことに労働者みずからの手によって自主的に設立された労働者の団体であり、労働組合としての自覚が旺盛しているその設立趣意書や規約を読む者は、今なお感動を覚えるであろう。

趣意書には、つぎのようにのべられている。

「心を一にし、志を共にして、従来の弊習を脱し、将来の方策を講ずるは、我職工社会今日の急務なり。今我同業社会の状態を顧るに、数年の苦辛鍛錬に依て得たる所の技量も、僅に雇主の恩恵に由て今日を凌ぐ如く、故に其職権地に落て更に振はず。是れ各々一身の安危をのみ苦慮し、更に協力同心、互いに気脈を通じて相謀り相談し、以て万全の策を図らざるが為めなり。我同業者は宜しく茲に反省し、協力一致以て互に交誼を全ふし、連絡を通じ、我同業社会今日の面目を一新し、其地位と権利とをして益々鞏固ならしめざるべからず。之れ小生等申合規約を設け、以て一大結合をなし、漸次改良進歩し、同業者の安全を図らんとする所以なり。

同感有志の諸君、乞ふ微意を賛助し加盟あらんことを」。⁽³⁾

労働者の団結を訴えるこの趣意書には、すでに労働組合結成への熱意を読みとることができるが、

注(2) J. M. Baernreither は、その大著「イギリスの労働者団体」(English Associations of Working Men, by J. M. Bernreither, English Edition, translated by Alice Taylor, London, 1889)のなかで、イギリスの労働者組織についてつぎのようにのべている。

「現在のイギリスの労働者組織のもっとも古い形態は、友愛組合(共済組合)(Friendly Societies)である……。友愛組合の問題は、それゆえイギリスの労働者の保険の問題である。

友愛組合の歴史的な発展は、労働組合の発展と密接に結びついている。……友愛組合、労働組合および協同組合(Co-operative Societies)をみれば、われわれは直ちに、イギリス労働者の保険、貨金の動き、貯蓄上の、そして産業上の企てを考えなければならなくなる。これらの団体に、さらに建築共済組合(Benefit Building Societies)と労働者クラブ(Working-men's Clubs)を加えなければならない。……従ってこの研究への鍵は、すべてのこれらの諸制度の共同の働き(joint working)を、ひとつの有機的な全体(an organic whole)として認識することのうちにある」(ibid., pp. 11-14)。

(3) 片山潜「日本の労働運動」, 岩波文庫版, 27頁。

規約第3条、4条および第6条は、さらにこのことを裏づけている。

第3条 当組合は各工場主と約束を結び、雇主被雇主の関係を調理し、両者の便益を謀る。

第4条 組合員中、若し被雇工場の都合に由り解雇せらるるときは、当組合は職工雇入申込ある他の工場へ周旋すべし。

第6条 雇主、被雇主の間に非常の葛藤を生じ、不穩の形状あるときは、当組合は、其の調和を図るべし。⁽⁴⁾

また「規約付則」には、組合員死亡、病気あるいは不測の怪我というような事態の場合における相互扶助を規定しており、ストライキ団体というよりは、共済組合的であり、また技術訓練所の設置、発明の奨励を謳っている点からすれば、労働者教養協会に近い存在であるといえるかもしれない。旋盤、鑄鑿、錐製、煉鉄、木型、鋳物師などから成るこの組合は、のちの鉄工組合の先駆的形態ではあったが、組合員および執行部の主体性の欠如、すなわち組合員の不品行、組合活動にたいする妻女の無理解あるいは執行部による組合基金の私消の疑惑などのため、やがて崩壊してしまった。

かくして、労働者による自発的・本格的な最初の組合運動は成功せず、結局、知識人の指導にまたなければならなかった。

明治10年代以後、アメリカ西部、とくにカリフォルニア地方に移民した日本の労働者は、強大な労働組合に直面し、彼らの雇用問題も、この労働組合との調整を考慮することなしには解決しえないことを認識しなければならなかった。このような事情の下に、サンフランシスコで働いていた靴工、洋服仕立職人等によって、職工義友(男)会が組織され、そのなかに高野房太郎、沢田半之助および城常太郎等がいた。彼らは、アメリカにおける日本の労働者の団結および相互扶助を訴えるとともに、日本における労働者の団結の必要を痛感し、とくに高野房太郎は、アメリカ労働総同盟(AFL)の指導者、サミュエル・ゴンパース(Samuel Gompers)に近づき、その指導を受け、AFL日本支部のオーガナイザーとして帰国し、高野等を中心として、明治30年6月、労働組合期成会が結成された。高野が、アメリカの社会的実情、とりわけ、労働運動の実際を見聞することによって、どれほど深刻な衝撃を受け、日本の労働者階級の起ち後れを意識したかは、彼がさまざまな機会に発表した文章の論調に明らかである。また高野のそうした認識こそが、日本における労働組合運動のために献身させることとなった直接的契機でもあった。

高野は、明治23年(1890年)頃から、アメリカ合衆国での見聞を、読売新聞に寄稿しているが、とくにそのなかで、「北米合衆国の労役社会の有様を叙す」と題し、アメリカの労働者の団結力の強さ、その労働条件の維持改善における意識の高さを強調して、つぎのように論じているのが注目をひく。

注(4) 片山潜, 前掲書126頁。

初期労働運動における共済組合とストライキ団体

「吾人は北米合衆国の政史を読む毎に常に労役者が其政治上に於て偉大の勢力を有するを認む。吾人の労役者の此勢力の結果として支那人拒絶条令の発布を見たり、デモクラット党の自由貿易主義亦此勢力の爲めに破られ、契約に依て輸入せらるる労役者の移住亦勢力の爲めに迫られて各其党議に一綱領を増し、米国会の上院亦此勢力を蔑如することを得ずしてミネソタ州撰出議員デップル氏の国会をして労役時間を制限するの法律を発布せしめんとするの発議となれり」⁽⁵⁾。

労働時間の短縮および制限、さらに賃金支払い規定の制定などに絶大な権限を有する原因を、ひとつには共和政治の結果であるとしながらも、これとならんで、実に「労役者の結合」こそがその一因であることを強調している⁽⁶⁾。だが、さらに注目すべきこととして、「北米合衆国労役者の三大敵」を、「機械の発明」、「外国よりの移住者」および「懲役人の職業に従事せる者」をあげていることである。

これらの現象が、いかに労働者に不利な結果をもたらすか、たとえば機械の発明について、「機械の発明は畜に労力を節減するのみにあらずして、又給料低減の傾きを起さしむる者なり。況んや機械の発明に依りて年々七万人の無業者の生ずるに於ては、就業者の賃金は此等無業者の競争の爲めに低廉の傾きを生ずるに於てをや」とのべ、合理化の恐るべき効果を明らかにしている。

だが、高野が、きわめて微妙な態度をとっているのは、「外国よりの移住者」についての論述である。この場合、移住者とは、中国人、イタリア人、アイルランド人、日本人あるいはその他の歐洲諸国からの移民であるが、1860年、移住者数15万237人、彼らが被った破産負債総額は、7,980万7,000ドルであったのにたいし、四半世紀後の1884年には、移住者数51万8,592人、破産負債総額2億2,634万3,000ドルに増加したとし、移住者の困窮と労働力の供給過剰から、アメリカの労働者は、「政府の契約に依って輸入せらるる外国労役者の移住」にもかかわらず、「今尚此大敵に苦しみ居る」という矛盾を指摘している⁽⁷⁾。

また、アメリカの懲役人の雇用については、「然るに懲役人をして職業に従事せしむるの結果は、明に他の正路の労役者と競争をなさしむる者にして、労役者は此競争の爲めに間接に懲役人を養ふの費用を払ふこととなれり」⁽⁸⁾と主張し、このような事態に対処するために、労働者はどうしても同盟罷工を考慮しなければならなくなるという。「蓋し労役者としては資本家をして給料増減の拳を執行せしめざらんとせば、勢ひ同盟罷工の拳に出でざるべからず。爰に於て乎、吾人は千八百三十年頃より七十年頃に至るの間同盟罷工の続発を見たり。……何となれば同盟罷工は労役者が依て以

注(5) 高野房太郎「北米合衆国の労役社会の有様を叙す」(ワシントン州タコマにて、『読売新聞』『米国通信』欄、4月30日発、明治23年5月31日、第4651号以下)。ハイマン・カプリン編著「明治労働運動史の一瞥——高野房太郎の生涯と思想——」、有斐閣、昭和34年、65頁以下参照。

(6) 上掲書、67頁。

(7) 上掲、78頁。

(8) 上掲、79頁。

(9)
て其権利を保全する唯一の手段なればなり」。

高野はおそらく、AFLを中心とするアメリカ労働者階級の運動のなかに、たんなる共済組合ではなく、さりとて単純なストライキ団体でもないところの、まさしく「本来の労働組合」をみたのではなかろうか。

しかしながら、アメリカ合衆国におけるこのような発展した労働運動の状況にたいし、1890年代の日本の労働者は、彼の眼にどのように映じたのであろうか。そしてどのようにすれば、悲惨な状況におかれている日本の労働者のために、希望ある未来を切り開くことができると思ったのであろうか。

(2)

日本における本格的な労働組合設立の機運が熟したとみられる明治30年、職工義勇会を組織したアメリカ帰りの指導者たち、沢田半之助と城常太郎は、「職工諸君に寄す」という印刷物を各工場に配布した。この内容は、当時、わが国の労働組合運動の指導者たちが、労働者大衆にたいして一体何を訴えようとしたのか、またどのような組織を期待していたかを示唆する重要な文書である。それはまず、明治32年が、「日本内地開放」(安政の不平等条約の改正による治外法権の撤廃)の年であることを強調し、外国資本の導入や外国人資本家の日本進出によって、被らざるをえない日本労働者の運命の変転について、つぎのように論じている。

「況して外国人も入り来ることなれば、諸君は覚悟の上に覚悟をなし、かの他人のために苦境に陥れらるることなく、競争の巷に寛かに其地位を保つての工風を為すこと肝要ならめ。

夫れ労働者なる者は、元來他の人々の如く其身軀の外には生活を立て行くべき資本なき者にて、所謂腕者本、脛者にて世を暮し行くことなれば、何か災難に出遇て、身軀自由ならざることとなり、又は老衰して再び働くこと能はざるに至る時は、忽ち生活の道を失ふて路頭に迷ひ又は一旦死亡するときは、跡に残れる妻子はその日の暮しに苦しまん……」。

以上のような警告を発したのち、こうした労働者の悲惨な状態、彼らの貧困を解決するための方策として、革命を唱える者があるが、これは到底実行不可能であるとし、「『富者益々富み貧者益々貧し、労働者の蒙むる不正其沈淪せる境遇実に悲憤の極にして之を改良せんとする唯革命あるのみ、貧富を平均するにあるのみ』と、誠に愉快の議論にして論者の云ふ如く、革命に依り全然改良の実を挙げることを得ば結構の次第なれども、世間のことは論者の思ふ如く左程単純の者にあらず」として、「革命の意志を拒めよ、敢然として急進の行ひを斥けよ」と叫び、これに代えるに、「同業相集まり同気相求むてう人類至情の上に基礎を置ける同業組合を起して全国聯合共同一致以て事を為

注(9) 上掲、81頁。

(10) 片山潜「日本の労働運動」岩波文庫、昭和27年、20頁。

すこと」にありと主張する。そしてその組織の仕方について、つぎのようにのべている。

第一 一郡市内同業者七人以上ある職業者集まりて地方同業組合を設くべし

第二 一郡市内にある種々の同業組合聯合して地方聯合団を設くべし

第三 全国処々にある地方同業組合聯合して全国同業連合団を設くべし

第四 全国処々にある全国同業聯合団を聯合して、大日本同盟団を設くべし。⁽¹¹⁾

ここに掲げられている組織原則は、ヨーロッパにおける労働組合組織の古典的な図式ではなく、アメリカの特殊な事情を反映している点がきわめて興味深い。すなわちヨーロッパ、とくにイギリスの場合をみるに、まず第1に、いわゆる local trade club があり、初期の段階では通常、酒場 (public house) をその組織の中心とし、各職種ごとに、狭い地域を単位として営まれる。つぎにくつかの trade club が合体して、より広い地域を中心に trade union が結成される。そして最後に、各地の trade union を全国的に組織した national trade union が結成される。ところでこうして結成された全国的規模の職業別組合を統合した場合、いわゆる national centre としての労働組合総評議会 (Trades Union Congress) が結成される。

ところがここに掲げられている組織原則は、アメリカの州を単位とする職業別組合の連合体が基礎となっている点が特徴的であり、この方針は、労働組合期成会を中心とする明治期の運動のなかに貫かれたのみならず、大正期、日本労働総同盟の運動においてもうけつがれたのであった。

さて、労働組合期成会は、今日のイギリスにおける TUC、フランスにおける CGT の如く、そしてまた日本の総評の如く、日本最初の全国的中央組織たらんとして設立された。ただヨーロッパとの差異は、それが自然発生的に、発展した全国的組織の上に、これを統合する会議体として、いわば頭部として各組合の代議員をもって組織されたのに反し、期成会は、それ自体、組合結成の推進的な母胎であり、これを支える組合をみずからの手によって創造しなければならなかった。その点では、期成会は、正確な意味では、いわゆる全国的中央組織としての national centre ではなかった。ここに大きな問題がある。そしてこのような期成会の性格は、やはり、大正期の総同盟のなかにもうけつがれるのである。

ところで、期成会の指導と誘掖の下に成立発展し、これに加入した組合は、日鉄矯正会、鉄工組合および活版工組合であるが、これらについて語る前に、期成会が、どのような組合の結成を目的としていたかを考察する必要がある。

第一章総則第一条につぎのようにのべられている。「本会は我国労働者の権利を伸張し其美風を養生し、旧弊を除去し同業者相互に親睦する組合の成立を期するを目的とす」。つぎに第4条には、「本会は既設組合と連絡を通して利益を交換し又労働者の組合を組成せんとする者あらば之を補佐奨励すべし」。⁽¹²⁾

注(11) 前掲、片山、23頁。

(12) 労働運動史料委員会「日本労働運動史料」第1巻、1962年、407頁、〔労働組合期成会規約〕。

以上の規定によって、期成会の本質は明らかであるが、なお、第3章役員ノ項、第13条に、「朝野知名ノ士にして本会に対し厚意を表する者は、幹事会ノ決議を経て之を評議員に推撰し、本会ノ重要なる会議に参与せしむ」とある。社会的に影響力のある知名ノ士や有力者を後援者として獲得しようとする姿勢は、一方において労働者ノ啓発や組合への理解を深めるために必要とされたのみならず、実に、組合にたいしともすれば敵対的な態度をとろうとする国家権力への防波堤ノ役割を彼らに期待するものであった。そしてこのような姿勢もまた、のちの総同盟ノ運動方針ノなかに継承されたのであった。

日鉄矯正会と鉄工組合および活版工組合が、期成会ノ傘下にあった主要な組合であったが、この3者には、それぞれどのような特徴そして相違点が見られるのであろうか。

期成会はその方針に従って、毎日新聞社社長、島田三郎、秀英会会長、佐久間貞一、前農商務大臣、金子堅太郎等を招聘し、彼らの演説を通じて運動ノ方針を明らかにし、政府ノ理解をえようとしたが、必ずしも効を奏せず、すでに明治31年4月3日、上野竹ノ台において行われるはずであった期成会主催ノ運動会は、警察権力による禁止措置に遭い、大きな困難に直面した。興味深いことは、これにたいする鉄工組合ノ機関紙「労働世界」ノ抗議であろう。そのなかにつぎノような一節がある。

「或は評す、労働組合は不穩ノ団体なり、労働組合は愚民を煽動すと、疑心暗鬼を生ず、士心一度沮喪する時は、風声鶴唳皆敵ノ大軍かと疑わる、労働組合ノ彼に批評亦期ノ如きのみ、全く世人ノ誤解なり。近頃同盟罷工流行し、都下にも各所に同盟罷工起りたり、然れども斯ることを企てたる者は如何なる種類ノ労働者なるかを注意せよ、彼らは組織なし、組合なきに非ずや、之に反して鉄工組合は二千有余ノ会員を有し、団結頗る強固にして気脈能く通ぜり。此組合にして若し同盟罷工を企つるに於ては、従来ノ区々たる者ノ到底比適する能はざるノ大事件を生ずるノ力なるべし、然れども斯る無謀ノ挙動は恐らくは狂人に非ざれば之を為さじ、労働組合員如何に世人ノ輕蔑を受くるとも、決して狂人に非るなり。彼ら何ぞ斯る途方もなき暴挙を企つる者ならんや。労働組合期成会鉄工組合は、今日に至る迄同盟罷工を企つるが如き形跡を寸厘たりとも現わしたることあるか、世人恐らく一寸一厘たりとも斯る不穩なる形跡を指適する能はざるべし⁽¹³⁾(傍点、引用者)」。

この無署名ノ社説ノ執筆者が誰であるか明らかではないが、その論調からして、高野房太郎であることが考えられる。ここにみられるものは、ストライキそのものを、あたかも狂人ノ行為であるかの如く強調する態度であるが、それにもかかわらず、これが必ずしも執筆者ノ本心であったとは考えられない。要するに、鉄工組合が「ストライキ団体」ではないことを主張し、政府および官憲ノ非をならしているように思われる。

注(13) 「労働世界」第10号、社説(明治31年4月15日)。

初期労働運動における共済組合とストライキ団体

労働組合期成会の中心的組織ともいべき鉄工組合は、その組合規則第二条に、「本組合は、全国各地に居住する機械、鍛冶、製鋸、鋳造、模型、銅工、鉄船工、鉄工場在勤機関手及火夫等の諸業に従事する者を以て組織す」として、鉄工業中心の職業別組合組織であることをうたっているが、第三条および第四条に規定されたその目的にかんする事項はきわめて印象的である。

第三条 本組合は、工芸技術の進歩を図り、同業者の便益を増進し、其地位を改善するを目的とす。

第四条 本組合は前条の目的を達せんがために左の件々の実行を期す

- 一 同業者の災厄及不幸を救済すること
- 一 同業者の労働に関する紛議を仲裁すること
- 一 同業者の為に知識開発の機関を設くること

ここには、まさしく初期労働組合組織の原型である共済組合、ストライキ団体および労働者教養協会のそれぞれの性格を兼ね備えさせようとする意図をうかがうことができるが、なお鉄工組合細則「第1章救済方法」が示すように、共済制度の充実に力を注ぎ、「ストライキ団体」としてよりは、すぐれて「共済組合」としての成果をあげようとしたかにみえる。すなわち、六ヶ月以上組合員として組合費を完納した者が、類焼の火災に罹ったとき、救済金5円、3ヶ月以上組合員であった者が、業務上負傷した場合、又は自己の不行跡によらず病気にかかった時、1日につき20銭の割合で、10日毎に救済金を贈るなどをはじめ、更に、6ヶ月以上組合員であって、死亡した者にたいしては20円の葬式費を、また死亡手当として、

1年以上5年末満、引き続き組合員であった者……金10円、

5年以上10年末満、引き続き組合員であった者……金20円、

10年以上、引き続き組合員であった者……金30円

と規定されていた。

以上のように、共済制度についてのかかなり詳細な規定に比べるならば、「第2章紛議仲裁」は、きわめて簡略であり、名目的でさえある。そこには紛争に際しての支部幹事の事情調査と本部への通報、支部幹事による速やかな仲裁行動の開始、さらに本部参事会（執行部）による仲裁的措置についてふれているにすぎない。

「第21条 参事会長の仲裁に應ぜず、又は和解条件を守らざる者に対しては、参事会は相当の処置をなすものとす。若し参事会に於て重大の事件と認むるときは、臨時又は定期委員総会の決議を経て之れを処置すべし」（傍点引用者）

「相当の処置」がストライキを意味するかどうかは明らかではないが、少なくとも雇主との間の紛争をできるだけ回避しようとしたことは、つぎの第22条をもって明らかであろう。

「第22条 本組合員にして其の僱主に対し不当の所為ありたるときは、僱主は其組合員所属の支

部幹事に対し相当の処分を請求することを得。右の請求ありたるときは、支部幹事は直ちに支部役員会を開き、委員を撰挙し、事実を取調べしめ、其の報告に基き役員会の決議を以て其組合員に対し、相当の処分をなすべし。右役員会の決議に対し不服ある者は、其の決議の通知を受けたる日より7日以内に、参事会に申出で其審判を受くることを得。

しかしこの規定は、まことに奇妙である。何故ならば、本来、組合員の権利および義務を規定し、雇主の干渉を許すべきではない組合規則のなかに、組合員の行動にたいする雇主の干渉、従って「組合自治」の原則に抵触するような表現をみるからである。これは明らかに、この組合規則の執筆者とみられる高野の思想が反映しているように思われる。

すでに指摘したように、高野は、明治24年8月7日、8月8日および8月10日にわたり、「読売新聞」の社説欄に、「日本の労働問題」と題する論説を発表し、そのなかで、「労働社会の現状」、「労役者状態改良の方策」および「日本の労役者を結合せしむるに必要な条件」について論じている。とりわけ最後の問題についての論述は、彼の思想を容易に窺わせるものを秘めていると思われる。彼は、日本の労役者が無産にして無蒙であり、従って到底、秩序あり識見ある運動、実利的にして徳義的な運動をなすことはできない。労役者が其の状態改善の意志と結合の意志をもつことは認められるけれども、ただそれだけでは労働組合の結成はなり難く、ここにどうしても知識人の指導、すなわち「名望ある有識家之を率ゐんこと」を必要と考えたのであった。

「有識者が率先して結合を謀らんか、彼ら労役者は喜んで此率先者の指揮に従わん。……彼等は無蒙なり、然れども有識家の指揮の下に運動す、結合の勢力を以て容易に為し得べきなり。吾人は有識者の率先指導を以て労役者結合の成立を完うするに必要な⁽¹⁴⁾と信ずるのみならず、将来に於て苦境に陥らんとする労役者を援助するに重要な一要件なりと信ず」。

高野は、労働組合運動への知識人の参加が、労働者の団結を容易にするのみならず、運動そのものを「識見あり秩序あるもの」たらしめようとしたことに注目しなければならないのではないだろうか。

彼は、ヨーロッパ諸国の運動が、資本家の団結を促し、そのために同盟罷業およびボイコットは戦術として効果のうすいものとなり、それどころか、逆にロック・アウトや全員解雇というような攻勢をかけられるという状勢に鑑み、このような困難な事態に、日本の労働者がおちいるのを避けるために、知識人の参加の必要性を真剣に訴えたのである。その意味で彼は、日本の労働者の団結が、19世紀末のヨーロッパにみるような「ストライキ団体」となることを極度におそれ、ストライキ団体的な色彩を払拭しようとしたことが考えられる。さきの鉄工組合規則細則の規定も、このような精神から発したのかもしれない。

注(14) 高野房太郎「日本における労働問題」、『読売新聞』、明治24年8月10日、ハイマン・カプリン編著「明治労働運動史の一駒——高野房太郎の生涯と思想」、昭和34年、有斐閣、93頁。

だが彼は、労働者の結合を容易ならしめるためには、有識者の率先誘導とならんで、結合のもたらず間接的利益よりはその直接的利益を労働者に訴えるに如くはないと考えたことこそ重要であろう。ストライキ団体は、ヨーロッパの例に徴してすでに明らかなように、日本の土壌に根づかせてはならぬものと高野には考えられた。直接的利益に敏感な日本の労働者にたいして、強大な勢力の形成を説くならば、須くそれは共済（友愛）組合でなければならなかった。彼はつぎのように説得的に書いている。

「労役者をして直接的利益を享有せしめんとせば、先づ友愛協会たらしめんことを要す。即ち其会員の疾病に罹るや之れを救助するの資金を与へ、其死亡するや其家族に扶助金を給与し、其大災其他の不幸に遭遇するや、之を援助するの仕組みを設く、これ其の一方なり。労役者の貯金を集めて共同営業会社を設け、労役者をして資本家の地位を兼ねしめ、生産上分配上労役者をして其利益を享有せしむるにあり。或は物品の製造に従事し、或は日用必需品の売捌に従事し、以て労役者の収入を増し、若しくはその生計費用を減ぜしむ、是れ其二なり。第一の方法は事の易なる者にして、労役者の結合成ると共に之を挙行することを得。然れども第二の方法に至りては日本労役者の現状之れを許さず、故に専ら財産家の協賛を得んことを要す。吾人は実に日本の財産家が立て其資本を貸与し、以て労役者の結合をして円満ならしめんことを望む。亦労役者の会合は勉めて財産家の協賛を得んことを謀らざるべからず。財産家の協賛は吾人の熱望する所なり」⁽¹⁵⁾。

高野が、日本の労働組合の「ストライキ団体」としての発展を拒否し、有識者の指導はもちろん、財産家の援助を進んで求め、共済組合を設立しようとしていたことはもはや明らかである。注目すべきことは、高野が、労働者の結合としての労働組合のなかに、もっとも多く共済組合としての機能を重視したと同じく、「労働者教養協会」としての役割をも期待していたことがうかがわれることである。無政府主義や共産主義に脅威を感じていた高野は、労働者教育の必要性を痛感していた。ドイツの場合、労働者教養協会は、19世紀初頭、しばしば革命思想の温床となったのにたいし、高野は、これによって未然にこの「危険」思想を防止しようとした。

「惟ふに、健全なる思想は無蒙の下に起らずして、而して不健全なる思想は何をか意味する、破壊党の乗ずべき機会、資本を敵視し、機械を仇視するの弊、同盟罷工を乱用し産業社会の平和を破るの害等実に此局に起る。是れ豈我産業社会前途の一大憂患にあらずや。知るべし、労働者の智見を開発すべきか。吾人は信ず、職工組合を措いて他に依るべきの道なしと。彼の小学校を開放するが如き、徒弟学校又は夜学校を設くるが如き、皆是れ未来の労働者の智見開発に要ある者にして、吾人の大いに賛成する所なりと難も、現時の労働者即ち既に一家を起し又は学齡を超えたる者に対し、智見開発の便を与へんとするに当りては、勢ひ彼等を団体の下に

注(15) 前掲書、95頁。

集め、結合の勢力を利用して以て直接に間接に彼等を啓蒙し誘導する他あるべからざるものなり⁽¹⁶⁾」。

高野の意図したところの労働組合が、ストライキ団体ではなく、共済組合と労働者教養協会を兼ねたものであったことは明らかである。しかしこのようなきわめて穏健な方針に基づく運動も、政府の容認するところとならず、期成会主催によって明治31年4月、上野竹の台に予定された運動会も、警察による一片の禁止令により不許可、さらに翌32年1月15日、鉄工組合一周年を記念して開催予定の一周年祭も、集会政社法第4条(帝国議会開会より閉会に至るの間は、議院を去る三里以内に於て屋外の集会又は多衆運動を為すことを得ず)によって禁止されるという措置をうけなければならなかった。このような政府や官憲の労働運動にたいする無理解と理不尽な態度は、さらに翌明治33年、治安警察法の発布によっていよいよ強化され、高野等を失望させ、またこれを契機として高野自身、労働運動から身をひいていったのである。

(3)

労働組合期成会が、高野房太郎らの影響の下に、共済組合的色彩を濃厚にもち、その傘下のもっとも有力な組合であった鉄工組合の政策がそれを忠実に反映していたとすれば、ストライキ団体としての性格を、運動の出発点から明らかにしたのは日本鉄道株式会社矯正会であった。

この団体は、その名称からもうかがい知ることができるように、いくつかの異なった性格によって刻印されている。まず「日本鉄道」(現在の東北本線を経営した私鉄)という当時としては最大の鉄道企業内部の従業員から成っているという点では、今日のいわゆる企業別組合である。しかし、組合員を構成する労働者が、機関方(手)および機関方心得であったという点からすれば、純粹の職業別組合であることは明らかである。また矯正会という名称を熟思すれば、そこにはあるいは、労働者教養協会を目指した運動としてはじまり、やがて急速にストライキ団体に転化したということができるかもしれない。

鉄工組合は、労働組合期成会の指導の下に、その方針を實踐するものとして結成されたことはすでに指摘したところであるが、日鉄矯正会は、一応、期成会とは独立に発生したところに、独自の意義を見出すことができるのではなからうか。すなわち、鉄工組合は、いわば上から意識的に組織されたのに反し、日鉄矯正会は、自然発生的におこったのだということが出来る。

圧倒的な勝利ののち解散したこの日鉄矯正会が、どのようにしてはじめられたかは必ずしも明らかではないが、その当時の模様を伝える「待遇期成大同盟会一ノ関支部記事」は、この争議の顛末の一端をうかがわせ、それを通じて、ストライキ団体としての矯正会の性格をも髣髴たらしめるも

注(16) 前掲書、132-133頁。

のがある。

この「待遇期成大同盟会一ノ関支部記事」と題するパンフレットは、矯正会が成立した明治31年4月、印刷され、40頁、片仮名書きで、150部印刷されたといわれる。⁽¹⁷⁾ 著者は、当時一ノ関の機関方で一ノ関支部長、しかも被解雇者であった安藤彦太郎であった。

「明治31年2月某日偶然天の一方より我党待遇期成大同盟会なる表題を冠したる主意書当地在勤の機関方の手に落ちたり。一読するに慷慨悲憤、再読すれば勇壯快活猶且つ職務上必要の改良事件其他将来否現世に於て必ず受けざる可からざる顛末等載せて詳細洩す所なし。其主意書即ち左の如し」。⁽¹⁸⁾

以上のような文章を前文としてはじまるこのパンフレットは、鉄道業務における機関手の責任が、駅長あるいは車掌に劣らず重く、その進退の如何によっては、乗客の命を左右するにもかかわらず、このことが不当に軽視され、機関方は、鉄道の服務規程により、駅長もしくは車掌の指揮に従うべきものとされている事実を指摘したのち、彼らのうける待遇がどれほど不当なものであるかを、つぎのように指摘している。

「実に会社は我等機関方を冷遇せり。他と比して少しく云はしめよ。既に機関方たるも下等待遇たり。其機関方とならんには、少くとも8、9年の星霜を経て甫めて得たる堂々たる文明機械の技手なり。然るに運輸の一方を見よ昨今教習上かりの白面生、一朝電信手の故を以て助役たり駅長たり、而して直に中等待遇なり、而して我等は漸く無責任なる車掌等と同等なり。会社の我等機械技手を冷遇するの何ぞ甚しきや……」。⁽¹⁹⁾

ここに明らかなように、ひとつは身分的な冷遇にたいする憤りであるが、具体的に彼らの関心は何であつたらうか。賃金問題であることは、つぎの一節から読みとれる。

「我々の一挙一動は社会の信用、会社の利害に係かる大立ち役者なり。而て上来論ずる如く、責任重大なり、責任に従ふ名誉即ち書記待遇を受けざるべからず。我等の義務大なり。之れが権利、即ち書記同等の賞与を得ざるべからず」。⁽²⁰⁾

責任の重さに比べて、いかに彼らの待遇が不当なものであるかは例えば、保線課や運輸部門においては、日給者および月給者のいずれを問わず増給したにもかかわらず、機関方は全くこれにあづからなかった。日清戦争の勃発に際しては、機関方および火夫は、駅長および助役とならんで准軍人とみなされ、予備役を免ぜられたとき、駅長、助役は、貳拾円あるいは五拾円の賞金や報償金あるいは表彰状を得ているのにたいし、「辛苦惨憺の局に当りし機関方火夫は何物を辱ふせしぞや」という状態であった。

注(17) 日本労働運動史料委員会編「日本労働運動史料、第2巻、1963年、労働運動史料刊行委員会、35頁。

(18) 上掲、史料、第2巻、17頁。「待遇期成同盟会一ノ関支部記事」を参照。

(19) 上掲、17頁。

(20) 上掲、18頁。

要するに、機関方の日本鉄道経営者にたいする不満の主なもの、事務員との間の身分上の差別⁽²¹⁾とこれに結びついている給与上の不平等にあった。これにたいする彼らの運動は、まず、「明治31年2月15日迄、機関方火夫一同臨時上給の事を此書翰御一覧の上必らず弍銭郵券を奮発し、課長宛に匿名を以て何百通を不限東西南北より上願する事」⁽²²⁾であり、このこととならんで、職務名称を、機関方を機関手に、機関方心得を機関手心得とし、火夫を乗組機関生、掃除夫を機関生とすることを要求する嘆願書を、我党待遇期成大同盟会中央部の名をもって当局者に提出したのであった。

これにたいして、日鉄当局は、課長松田周次に東北地方の動静を探知させた結果、この運動の首謀者とみられる尻内在勤の機関方、石田六郎および青森在勤の同じく機関方、池田元八両氏に停職を命じた。そのほか8名の者の解雇が発表されたため、待遇期成同盟会は、期せずしてストライキ団体に転化した。すなわち、一ノ関支部を中心に、尻内、盛岡地方の機関手は、ストライキに入り、やがてその影響は仙台および福島以南に及んだのであった。

このような緊迫した状況におどろいた会社側は、妥協的な態度を明らかにし、矯正会と交渉することとなった。矯正会は、中野良吉、一条寛平を代表として、つぎの条件を提示した。

待遇の件

機関方心得以上を書記同等の待遇に進むること

職名改称の件

機関方を機関手、同上心得を機関手心得に、火夫を乗組機関生に、掃除夫を機関生と改称

臨時増給の件

物価暴騰の際、他課比較上相当の臨時増給相成度候事

解雇者復職の件

前三件に関し解雇せられたる者を復職せしめ後來尤も公平なる取扱いを受くること。

待遇期成同盟会を代表する三宅叔蔵、竹内俊吉を委員として、以上の諸点を要求したのにたいし、会社側は、鉄道局長立会の下に、つぎのような「可決書」と称する文書を提示し、代表の調印を迫った。それによれば、

- 一 解雇者十名の内主謀者を除き、従者を新規採用に止むること。
- 一 機関方及び機関方心得を三等役員に列すること

注(21) この争議をひきおこした原因のひとつが、賃金および労働条件にたいする不満というよりは、むしろ事務職員との間の身分上の差別およびこれと結びついた給与上の問題であった点に注目しよう。「記事」は、つぎのようにのべて、機関方の憤りを伝えている。

「又某駅長は曰く、機関方は拾四五円の月料にて可なり。余り高給者は使ひ増しと。何たる失敬千万の言なるぞ。右等教言事実なり以て我等彼等の心事をトせられん。之れ誰の罪ぞ。当局者目なきの罪なり、片愛の罪なり。又願みて我が部内の役員なるもの即ち事務員なる者の心事拳動を見よ。鉄道局の弊風未だ脱せず、事務所を役所と云ひ、事務員を役員と云ふ。事務所の報告書を達示と云ひ、我々業務者よりの書面に奉る仕る等の文字を要す。而して少しも怪しまず、文明の会社に尚専制野蛮の風を持し、且つ之れを喜ぬものの如し」(上掲、史料、19頁)。

(22) 上掲、19頁。

- 一 機関方以下名称を改むること
- 一 増給は相当に詮議する事。

これによれば、当初の解雇者10名のうち、首謀者とみられる若干名の解雇は避けがたいと考えられた。ところが案に相違して、5名の首謀者は、一旦解雇されたのち、再雇用という形で、新規採用されることとなった。従って、実質的に解雇者は無かったことになり、矯正会は、まったく完全な勝利を挙げたことになる。これは、他の鉄道会社従業員はもとより、当時の労働世界に深刻な衝撃をあたえた。しかも今日、われわれが目しなればならぬことは、この待遇期成同盟会が、途中でストライキから脱落し、あるいは組合員を日鉄経営者当局に売ったいわゆるストライキ破りを、悖徳者として非難し、断罪し、その氏名を公表し且つ、それを文書によって、社長および課長に通知していることである。

しかしそれにもかかわらず、日鉄矯正会は、本来の労働組合に至る過渡的な形態として、ストライキ団体と呼ばれるにまことにわざわざ団体ではなかったろうか。この勝利ののち、矯正会の運動にみるべきものなく、急速に解散したものとみられるからである。その意味では、ほぼ同じ時期に、期成会の指導の下に、とくに高野房太郎および片山潜らの努力の下に、根強い組織力と生命を維持し、共済組合としての実をあげようとした鉄工組合とは、きわめて対照的であり、この両者をまったく同じ種類の運動として評価することは大きな問題をはらむといわなければならない。

鉄工組合は、期成会の下で、いわば上からの指導の下に、意識的に組織されたものであり、高野や片山のような「知的エリート」の活動をまっしてはじめて可能であった。自然発生的な要因が絶無ではなかったにしても、それはきわめて弱かった。これに反し、矯正会の運動は、先進的な組織者をもっていたにせよ、高野や片山のような知識人や指導者を待たず、もっぱら労働者大衆の自然発生的な“下から”の力に支えられて発展したということができよう。ほぼ同じ時期に発生しながら、矯正会は、労働組合期成会からの指導を期待せず、独力で勝利を獲得したのであった。しかしこの矯正会の運動があたえた大きな影響は、大企業における労務対策を活潑にし、企業内福利施設としての共済制度の充実を急がせることとなった。

わが国の労働運動は、後進資本主義国に特有な前近代性をさけることができなかった。しかしそうした状況のなかで、ヨーロッパ諸国の労働運動にみられた共済組合とストライキ団体がほぼ同時に、しかも独立にあらわれたことはまことに興味深い。本来、この両者はやがて相互に補完的な役割を果し、本来の近代的な労働組合に脱皮することが予定されていた。しかしわが国において、労働組合運動は、そうした直線的な途を歩むことがゆるされなかったのである。それは何故であったろうか。

矯正会は、鉄工組合にみるような共済制度をもととせず、ストライキの手段に訴えてその要求を貫徹し、しかし間もなく解体していった。ストライキといっても、その要求書は、嘆願書あるいは

は陳情書という形で経営者の恩恵にすぎり、その決定は「可決書」という形で、一方的にあるいは専制的に提示され、呑み下さなければならぬものであった。そしてほぼ満足すべき結果をえたとき、組合はその場限りのものとして直ちに解散したのであった。しかし、ストライキという手段を武器として、団体交渉への途を開き、その要求を獲得したという点では、まさに労働組合の原基形態であった。

鉄工組合は、これに反し共済組合として永続的組織としての地位を意図するものであり、ストライキは極力回避されなければならなかった。この両者が統一的に、期成会の下にその勢力を伸張するとき、日本の労働運動は、はじめて、その本来の軌道を歩むことになったはずである。

(4)

日鉄矯正会はその結成に当って、全文35条から成る規約を作成したが、その第2条にはつぎのようにうたわれている。

第2条 本会員たる者は専ら会社の隆盛を図り浮沈を共にするを旨とす。故に職務勉勵は勿論、温厚篤実品行方正にして粗暴過激の挙動ある可からず

ここには、企業内組合として、強く運命共同体としての組合の地位を意識し、組合員としての自覚以上に、企業帰属意識の強調が感じられる。矯正会の目的として掲げるところが、この重要な規定とならんで、わずかに第3に、

「本会は共同一致を目的とし互に多数の決議に服従するの義務ある者とす」

とだけのべられているのは、いささか奇異な印象をあたえる。

「第2章 目的」として規定するところがわずかに以上の2ヶ条にすぎず、多くの組合が普通掲げるような理想や目標、すなわち、組合員の社会的地位の向上や労働諸条件の改善などはまったく規定されていないことである。だがそれにもかかわらず、その活動はまさしく労働組合としての機能を果そうとしたものであることは、「第6章 会員」をみれば明らかである。

第18条 会員にして本会の規約に背きたるものは退会を命じ、同時に辞職の勧告をなし、本人肯ぜざるときは断然絶交す。又本会の解散主義を主張する者は悖徳者と見做し処分を行う者とす。

第19条 本会の為め尽力したる会員をして不当の解備をせんとする時は、全会員一致の運動を為す事。

但し些少なる職務上の過失に因り嚴重の処分を為す時は、全員協議の上事実を調査し充分なる救助を為す者とす。

18条は、組合員の団結を強化するための規定であるということが出来るが、同時に、但し書きに

初期労働運動における共済組合とストライキ団体

ある「入会の義務あるものにして入会せざるもの」にたいして、「本会の規約に背きたるもの」とすることは、いわば「クローズド・ショップ」の規定であることがうかがわれる。だがこれらの規定のほかには、鉄工組合にみるような共済手当制度をみることができないのは何故であろうか。尤も第21条に、

「本会員たる者は準備金として各自に於て毎月日給金1日分を12回積立13回目より日給金半日分を積立べきものとす。

但し些少なる職務上の過失に因り嚴重の処分を為す時は、全員協議の上事実を調査し、充分なる救助を為す者とす」、

として、手当の支給を認めているが、しかしこれはあくまで、失業手当に類するものにほかならないことを注意すべきである。ただ、支部細則第11条は、共済手当としての死亡弔慰金の支給をつぎのように規定している。

第11条 会員中に他に転勤する者あるときは各自月額百分の一を贈与す。会員中死亡者あるときは各自日給1日分を贈与す。他所より義捐を申込み来るときは、会員各自金5錢以上を義捐する義務あるものとす。会員中不慮の災害に遭遇したるものあるときは各自金拾錢以上を見舞として贈与する義務を有するものとす。

しかしこの場合も、労働組合運動に固有な相互共済もしくは相互保険の制度化というよりは、一時的な見舞金という性格が強いことを感じさせないであろうか。こうした点から考えるならば、矯正会は、労働組合というよりはむしろ相互扶助的な共済団体のような組織であるような印象を与えるであろう。しかしながら、規約第19条において不当解雇反対を唱え、第18条においてはクローズド・ショップ制を高く掲げていることを考えるならば、やはり労働組合の萌芽的な形態とみなすべきであろう。そしてその性格が、共済組合としての色彩よりは、ストライキ団体としての機能を備えていたことは、規約第18条に、「又本会の解散主義を主張する者は悖徳者と見做し処分を行う者とす」という規定からも窺うことができるように、ストライキ団体に特有な争議時だけの組合結成と事態解決後のその急速な解散にたいする警戒的な姿勢からも明らかである。

矯正会は、一応その勝利に終った明治31年2月のストライキの1周年頃から、多くの問題が露呈されるに至った。ひとつは、矯正会にたいする日鉄当局の巧妙な対策と、これと呼応するかのような組合員の動揺があげられよう。すでに片山潜の主宰する「労働世界」は、福島県相馬在住の矯正会会員の名において、組合員の態度を憂慮しているのは印象的である。これはストライキ主謀者で撤文の起草者であった石田六二郎が、処分された後、再雇用された際、会社側に買収されたという風評が起り、矯正会内部に動揺がおこったことを指すが、これは組織活動の不活況化にも関連があった。⁽²³⁾

注(23)「労働世界」第25号(明治31年12月1日)。

再び「労働世界」は、「而して日鉄会社は機関方の刺撃に依り遂に全会社の一大革新を断行するに至り、社長を始め重役も一新するに至る……斯の功勞あり斯の勝利を有しながら既に一ケ年も経過し、矯正会は鞏固なりと云うにも拘わらず、未だ一步も他線に向て運動を試みざるは抑も何故⁽²⁴⁾ぞ」と慨嘆しているが、これはまさに、ストライキ団体としての性格の弱さ、すなわち、ストライキ以後の沈滞した状況をも反映している。

日本鉄道当局の矯正会にたいする政策は、「労働世界」の報ずるところによれば、矯正会と労働組合期成会との離間政策⁽²⁵⁾、矯正会員にたいする差別政策⁽²⁶⁾に集約された。片山潜の熱心な組織活動と挑まざる努力にもかかわらず、各地の矯正会員は個人的には期成会に加入したが、矯正会の組織自体は加盟するに至らなかった。ここに大きな問題がある。機関手および機関助手を中心とする企業内職業別組合が、ひとたび企業の枠を超えて横断的な拡がりの萌芽をみせようとするとき、徹底的な妨害と弾圧が企てられたからである。

「日鉄機関手は我邦第一流の職工として天下に知られたり。ソハ昨年の大同盟罷工に依りて其地位其団結の如何に堅全なりしやを表示したるによるなり。爾後彼等は矯正会なる組合を組織し、非常準備金をして二万円に近き貯金をなし、今や鉄道世界なる機関雑誌を発刊して会員間の智識を研進するに努む。其勤勉なる実に称賛して余りあり、然るに日鉄会社は此忠信なる職工等の組合を破壊するか若しくは無勢力ならしむるかをせん百万尽力せる事は吾人の既に報ずる所なるが、今や再び之に熱中し、組合員の有力家をば転任黜陟して以て団結の勢力をそがんとすと、其他種々の非常手段を以て会社が其雇人等を取扱ふの醜陋なるは驚く可きものなり、因に記す石田氏は福島に安居氏は新橋に、金子氏は仙台に佐藤氏は水戸に在勤することになりたりといふ⁽²⁷⁾」。

一方において、日鉄当局の矯正会への圧迫は、「日鉄会社は矯正会には至極冷淡にして組合に尽力する者には昇給をさせず、助役取締などは賄賂的に任使して、兎角矯正会員はママッコ扱いせんとさるるより、同会中には杞憂を抱く者もあり⁽²⁸⁾」という状況であった。こうした会社側の政策によって、矯正会内部に規律の乱れや亀裂が生じ、「鉄道世界」は、「矯正会が今日迄進歩せるは会員の一致になるのであるが、現時では助役の或る者は矯正会を踏み台となし、己らが地位を得て満足したかにて会の為めに尽力せざるよし、大分ゴタゴタがある様子なり」という批判が出された。

すでに、「労働世界」は、近く開かれようとする総会を前にして、「腰弱の助役などは素志の組合団結の必要と組合の為めに昇級せしは忘れ、今日は会社の奴隷党と変ぜんとするやの語気陰然と知

注(24) 「労働世界」第33号(明治32年4月1日)。

(25) 同上、第43号(明治32年9月1日)。

(26) 片山潜、「東北通信」、「労働世界」48号(明治32年8月12日)。

(27) 上掲、「労働世界」第47号雑報(明治32年11月1日)。

(28) 上掲、第66号雑報(明治33年10月1日)。

れ渡り居れば、矯正会内も円滑を失し、不平連も沢山あれば、来る総会は頗る重大なる者故、会員も深慮しつつあるよし、又同会は其基本金処置にはても未だウヤムヤの間に威張のみにて確定せざれば、是亦一大悶着となるやも知れずと心配するものもあり、衝突は進歩の歩調を和せんが為なり⁽²⁹⁾ドシドシやるべし。というように、次第に波瀾を予想させる状態となった。

同時並行的に推し進められた日本鉄道会社の抑圧策と組合員切り崩し政策にたいして、矯正会は、どのような対応を示したのであろうか。「労働世界」の報ずるところによれば、明治34年4月17日から19日までの3日間にわたり、上野山城屋において開かれた大会は、「空前の盛会にて各地の牛耳を取れる幹事は何れも熱心に会の為め討議する所ありたり⁽³⁰⁾」と、その盛況を喜びながらも、「日鉄矯正会大会の結果の中には、秘密に渉る者があるから、遺憾ながら悉く発表出来ぬが、風雲の急なる者ありと云うだけは漏して置こう」(傍点引用者)という危機の側面を伝えている。

「風雲急なる者」が、具体的に明らかにされてはいないが、日鉄当局による分裂政策と切り崩しであることは明らかであろう。ただ注目すべきことは、矯正会にとって容易ならぬ状況が展開しつつあるなかで、この大会が、ひとつの記念すべき決議を行ったことである。

「夫は外ではない、平支部の提出した『本会は社会主義を標榜となし、諸労働問題を解釈すること、其の第一の方法として普通選挙同盟会へ加入すること』と云う案を決議した⁽³¹⁾」

ことであった。社会主義と普通選挙について強調していることのうちに、労働組合期成会とその影響、とりわけ片山潜の「労働世界」での活動の感化を窺わせるに足るであろう。だが日鉄矯正会会員の楽天的な態度とその矛盾を如実に表明するつぎの一節は、同時に、労働者の意識水準の低さをあらわしたものにほかならない。

「労働者が、社会主義を取るのには労働者の立場としては至当の事、労働者が其位地を自覚すればコヲなくてはならぬことである、而して此の理由の分らぬ労働者の多い世の中に矯正会が此の決議をしたのであるから面白い、其の意気込みが悦ばしい、之れでこそ始めて労働者の先覚者と云へる!!」(傍点引用者)⁽³²⁾

以上の叙述によって明らかなように、日鉄矯正会は、その内外に多くの矛盾を秘めながら、次第に破局に向って突進しつつあったが、鉄工組合とは対照的に、まことにストライキ団体としての途を歩みつつあった。高野房太郎の指導する鉄工組合が、ともすればストライキに消極的であり、むしろ戦術としてストライキを否定して、共済手当制度の充実を訴えたことはすでにみたところである。鉄工組合をもって共済組合ということができるとすれば、日鉄矯正会は実に、ストライキ団体としての志向を強くもっていたのであり、明治の労働運動は、まさにこの30年代初頭において、す

注(29) 上掲、同号。

(30) 上掲「労働世界」第77号(明治34年5月1日)「鉄道世界」。

(31) 上掲「労働世界」第77号雑報(明治34年5月1日)。

(32) 上掲、同号。

べての国の労働運動に共通なひとつのパターン、すなわち共済組合とストライキ団体をもつに至ったということができないであろうか。「日鉄矯正会の危機」と題する論文はその意味できわめて重要な問題を示唆している。

「日本鉄道に雇はれたる機関手は去る三十一年の春大同盟罷工を断行して其地位待遇を改進するを得たり。彼等は此地位を維持し且つ進んで改良を計るには、団結の必要を認め遂に矯正会なる一鞏固なる組合を組織し、以来四ヶ年間一日の如く組合団結の為に尽砕し、今や我邦無比の一大労働組合とはなれり。其会員は大約一千名ありて其ストライキ資金は七万円に近く蓄積して日に月に利殖しつつあり」。

当時としてはきわめて歴大な資金を蓄積してストライキ基金と称していた関係上、これが当局の警戒するところとなったのはまことに当然であろう。すでにストライキ団体としての性格を強めていた矯正会にたいして、これを切り崩そうとする経営者の努力は、「ストライキフランド(ストライキ基金の意味……引用者)は月々一千元近くも蓄積して前条の大資金となり居れば、尋常一様の手段では此会を支配するを得ずと、近時は頻りに或一種の手段を案出して以て組合撲滅に余念なし。其一種の手段とは何ぞや、矯正会の有力者を漸次買収するにあり⁽³³⁾」という状態となった。

ここに云う買収とは、日鉄会社が、従業員から毎月三〇銭の積立金を徴集し、そのほか、一五銭の貯金を強制し、一五年勤続者には後者は倍額にして返済することになっていた。この時期、すなわち明治三四、五年頃には、この一五年勤続者が多数にのぼろうとしていたのである。会社の恩恵的な政策によって、組合から労働者が離れるのを矯正会は極度に恐れたのではなからうか。しかしながら、矯正会の崩壊は、このような困難とともに意外にも、東北大演習にともなう明治天皇の統監列車事故の勃発によってもたらされたのであった。

明治三四年十一月十日、整備不完全のまま運転を命ぜられた統監列車が、宮城県小牛田駅を出て故障し、そのため、直後、出発した明治天皇座乗の宮廷列車がこれに衝突寸前の事故をひきおこした。会社側はその責任を矯正会の責任に帰し、そのため矯正会は政府によって解散を命じられたのである。ストライキ団体としての矯正会の運命は、ここに終り、会員は早慌として解散を決意し、再び起つことはなかったのである。いかに権力の圧力とはいえ、あまりにもはかない最後であった。この五万円という歴大な基金をもって、何故最後まで闘わなかったのか、という大きな疑問が残る。ストライキ団体としてではないとしても、何故、共済団体としてその命脈を保ちえなかったのだろうか。

木下尚江は、「毎日新聞」において論じてつぎのように慨嘆した。

「機関手等は殆ど通信の自由さえ保つこと能はざるの窮境に落ちつつあり、警察と会社とは共に矯正会の積立金五万円を分配せんことの説論に汲々たりと云ふ。『労働者の貯金五万』是

注(33) 上掲、「労働世界」第88号(明治34年8月21日)。

初期労働運動における共済組合とストライキ団体

れ実に讃称すべき美事にして、一層之を奨励する所なかるべからず、然るに却て之れが分配を勧誘するは何が為めぞや、蓋し貯金は労働者団結の中心なり牙城なり、以て自ら守るに足り、以て外と戦ふに足る、故に労働者をして不具者同然の無勢力者たらしめんと欲する者は、先づ貯金の山を崩潰せざるべからず、是れ政府が会社と共に苦心する所にして、其の不埒の心臓、悪みても尚ほ余ありと云ふべし。

そして片山潜は、明治三六年、「一時数万円の準備積立金を有せる我国唯一の一大労働組合たりし矯正会は……姑息に安んずると共に過去の屍の如く埋没せられたり」という感慨とともに、アメリカ合衆国へ旅立ったのである。—— 1977・6・19 ——

(経済学部教授)